

県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則（抄）

1 土壤汚染対策基準及び土壤汚染等対策指針の設定・改定に係る規定

(1) 条例

(規制基準)

第六条

1～2 略

3 知事は、第一項の規制基準を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、愛知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(土壤汚染等対策指針の策定等)

第三十八条 知事は、土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壤及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壤汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、土壤汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

(汚染の状況の調査等)

第三十九条

1～2 略

3 知事は、土地の土壤又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壤汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4 略

5 第六条第三項の規定は、土壤汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

(2) 条例施行規則

第三十七条 条例第三十九条第三項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十六の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壤溶出量基準」という。）に該当すること。

二 土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十七の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壤含有量基準」という。）に該当すること。

三 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

別表第十六 土壌溶出量基準（第三十六条、第三十七条関係）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。

別表第十七 土壌含有量基準（第三十七条関係）

特定有害物質の名称	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。

別表第十八 地下水基準（第三十七条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。

※ カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン以外の特定有害物質については省略

## 2 土壤汚染等対策基準の運用に関する規定

### (1) 条例

(汚染の状況の調査等)

#### 第三十九条

##### 1～2 略

3 知事は、土地の土壤又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壤汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4 知事は、第二項の規定により土壤汚染等調査を行うべき特定有害物質等取扱事業者又は前項の規定により土壤汚染等調査を行うことを求められた特定有害物質等取扱事業者に資力がないことその他やむを得ない事由により前二項の土壤汚染等調査が行われなるとき（第二項の場合にあっては、知事が、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認めるときに限る。）は、当該土壤汚染等調査に係る土地の所有者、管理者又は占有者（以下この節及び第百四条第一項において「所有者等」という。）に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

##### 5 略

(土地の形質の変更をしようとする者の義務等)

第三十九条の三 土壤汚染対策法第四条第一項に規定する者であって、同法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、その旨及び当該土壤汚染状況調査の結果を当該土地の所有者等に通知しなければならない。

(汚染の拡散防止のための措置等)

第四十条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第三十九条第四項若しくは第三十九条の二第二項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 土壤汚染対策法第三条第一項に規定する者、同法第四条第一項に規定する者（同項の規定による届出に係る土地の所有者等に限る。）又は同法第三条第八項、第四条第三項若しくは第五条第一項の規定による命令を受けた者であって、同法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

##### 3～7 略

(汚染の原因者に対する措置命令等)

第四十一条 知事は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、かつ、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する土地があると認める場合において、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかであり、かつ、その行為をした者に当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講じさせることが相当であると認めるときは、当該被害を防止するために必要な限度において、その者に対し、相当の期限を定めて、土壌汚染等対策指針に従い汚染の除去等の措置を定め、当該汚染の除去等の措置に関する計画書（以下「土壌汚染等処理計画書」という。）を作成し、これに基づき当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2～3 略

（自主調査に係る報告等）

第四十五条 この節の規定に基づき行う土壌汚染等調査及び土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査以外の土壌汚染等調査（以下「自主調査」という。）を土壌汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなければならない。ただし、当該土地の区域について土壌汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者又は当該報告に係る土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことができる。